

只木ゼミ春合宿第1問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側レジュメ 1 頁 16~18 行目において、「仮に単独の行為だけでは何らかの事情が存在し結果が発生しなかった場合も被告人に既遂罪を成立させることになるため、妥当ではない」と弁護側は主張するが、何らかの事情により結果が発生しなくても行為自体には相手方を死に至らしめる高度の危険性があったのであり、未遂犯とすると不可罰になってしまう本件の下では、行為者を不可罰とすることの方が妥当でないのではないか。
- 10 2. 弁護側レジュメ 2 頁 23 行目において、あれなければこれなしという条件関係のみ認められれば因果関係が認められるとしているが、条件関係を法的因果関係として捉えているのか。
- 15 3. 弁護側レジュメ 1 頁 16 行目において、弁護側は疑わしきは被告人の利益にという大原則のもと条件説を支持しているように記載から読み取れる。しかし、本件事実関係の下、XY 双方が致死量の劇薬を投与したこと、A がこれによって死亡したという事実に加え、どのような事実が明らかになれば条件関係を認めると考えるか。
4. あれなければこれなしという条件関係を基準に判断するとすれば、1 つの結果に対して複数の原因が存する場合にはあらゆる事案において条件関係が否定されるとも思えるがそれについてはどう考えるか。

20

以上